

第5期障害者計画を策定

～誰もがいきいきと住み続けるまちづくり～



障がいのある方が健康で安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう、今後3年間(平成30年度～32年度)の障がい者支援の方向性、施策などを示した「第5期障害者計画」を策定しました。

この計画は、障がいのある方の自立および社会参加などの方向性を示す「障害者計画」と、障害福祉サービスなどの各年度の見込量やその確保策を定める「障害福祉計画」、障がい児支援に係る提供体制の推進を定める「障害児福祉計画」の3つの計画から構成されています。

問合せ 障がい者福祉課(☎内線197)



医療的ケアを必要とする超重症心身障がい児を在宅で介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、対象となる障がい児を一時的に預かる短期入所事業所などに対し助成金を交付します。

◆新規事業
「在宅超重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業」

◆第5期計画のポイント
児童福祉法の改正により、多様化するニーズにきめ細かく対応することが示されたことから、障がい児支援のための障害児福祉計画を新たに策定しました。



よろしくお願ひはす



こんにちは!

また、手話に関する基本理念と施策の推進などについて規定する「加須市手話言語条例」の制定に向けて準備を進めます。

◆拡充事業
「障害者コミュニケーション支援事業」
これまでの手話奉仕員養成講座に加え、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者派遣に対応できる登録手話通訳者の増員を図ります。



◆拡充事業
「障害者総合支援法の改正による新たな障害福祉サービスの提供」
一人暮らしを希望する障がい者を定期的な訪問などで支援する「自立生活援助」や、一般就労へ移行した障がい者の相談に応じ、企業などと連絡調整を行い支援する「就労定着支援」などのサービスが追加されました。

◆廃止事業
次の事業は平成29年度をもって廃止しました。
・知的障害者職親委託事業
・障害者自立訓練支援事業